

3.6 億円分の賃金カット流用リストを「代償措置」と強弁！ 不誠実交渉に終始、12/1 賃下げ強行か

2時間40分のマラソン団交も不誠実交渉に終始

金沢大学で働くすべての教職員の皆さん！ 11月26日金沢大学当局と教職員組合執行部との今秋第2回目の団体交渉が行われました。当初、1時間弱の予定だった団交は2時間40分にも及び、執行部は粘り強く交渉しましたが、大学当局は不誠実交渉に終始し、当初方針を変えようとはしませんでした。団交の席上、当局側は、「すでに各事業場過半数団表への意見聴取は終えている。反対であろうが意見なしであろうが、書類が整っていれば労基署はハンコを押してくれる」と述べ、12月1日にも就業規則変更を労基署に届け出て、賃下げを強行する構えです。事業場代表制度を形骸化させ、単なる手続きだと公言してはばからない交渉姿勢は、不誠実以外の何ものでもありません。

不利益変更なら代償措置の提案は法的責務

団交の席上、当局の交渉責任者である中山総務部長は、今回の賃金・期末手当のカットが労働者にとって「不利益変更」であると、はっきりと認めました。不利益変更である以上、不利益を緩和する「代償措置」の提案が必要であることは、労働契約法第10条で法定されています。ところが大学当局は、法が提案を義務づけている代償措置を一切検討しようとはしていません。組合執行部の追求を受け、当局が団交の席上配付した資料を、裏面に掲げておきました。

見ていただければすぐにわかるように、これは「代償措置」ではなく、賃金カットで浮いた3億円の流用リストに過ぎません。事実、当局側は当初、これを「人件費支出減にともなって生じた予算の有効活用」と言っていました。さらにこうした支出先を決めるに当たって各部局の意見を聴取したと繰り返し述べていますが、意見聴取の際、「代償措置」であるという説明は一度たりとも行われていません。

当局の文書でも「代償措置」という単語は一度も登場したことがありません。単に「何か使い道はありませんか」という意見聴取と、「賃下げの代償措置として、何か提案はありませんか」という意見聴取では、返ってくる答えはまったく違って来るはずですが、事実、財務企画会議等で行った意見聴取を求められた出席者の方々は一様に、「まさか代償措置だとは思わなかったの、何も言わなかった」と述べておられます。説明資料やメール記録などによって意見聴取過程、項目決定過程を詳細に調べれば、元々これを「代償措置」として検討したとするのは、事実と食い違っていることが、すぐに明らかになります。

要するに、団交の場で代償措置の提案が労働契約法上の責務であることを指摘され、慌てて流用リストを代償措置だと言い始めたに過ぎないのです。実際、前回団交で「代償措置の提案が法的責務である」ことを指摘されると、当局側は課員に何か小聲で問いただしてしていました。労働契約法の立法プロセスを調べられたら、「代償措置」とはどういう措置を指すのか、もっとよくおわかりになるだろうと思います。それでもなお「流用リスト」が「代償措置」だと強弁しつづけるというなら、まさに確信犯的な不誠実交渉であり、逆にこの程度でも「代償措置」になりうると本気で考えているとすれば、労務管理者としてまったく無能だと断ぜざるを得ません。

流用リストは白紙撤回し、「代償措置」に値する案を

教職員組合執行部は、団交の席上、このリストが元々「代償措置として検討された形跡が全くない」こと、すなわち「代償措置としての決定プロセスに致命的な瑕疵がある」ことを、繰り返し指摘し、流用リストの撤回と代償措置に値する支出案の再提案を要求しました。

現在の私たちは、残念ながら、大学当局の賃下げ強行を

阻止する手段を持っていません。過半数組合である福島大学や京都工芸繊維大学でも賃下げ自体は阻止できていません。しかし逆に、全国どこの国立大学(組合が存在する大学)を見わたしても、代償措置を提案しないで賃下げを強行した例はありません。金沢大学の対応は本当にひどすぎます。

このままゼロ回答なら、金沢労働基準監督署に「誠実交渉義務違反」で大学当局を訴え、また石川県地方労働委員会に労使紛争の救済の申し立てを提起せざるを得ません。私たちの教職員組合は労働法の権威・専門家を擁しており、法的手段に訴えることについても、十分な勝算をもって争います。私たちは、大学の恥を天下にさらすような、紛争の長期化・深刻化を望んでいるわけでは決してありません。しかし全国的にも例を見ない、代償措置なしの賃下げ強行をむざむざと見過ごすならば、まさに労働組合としての教職員組合の存在意義が問われかねません。

12月4日(金) 13:30より、高尾理事も出席して、もう一度団交が開催されることになりました。多くの教職員のみなさまのご支援をどうか、よろしくお願いいたします。

金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日
氏名
部局名 内線番号
職種 電話

組NEWS合
号外

2009年11月30日 発行

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
発行：金沢大学教職員組合執行委員会
住所：金沢市角間町 角間内線2105
直通電話(076)262-6009 (FAX 同)
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/